

「令和6年能登半島地震」により被災した受験生に対する特別支援措置について

このたび、災害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

甲南大学では、「令和6年能登半島地震」の被害により災害救助法が適用された地域に居住し、被災された受験生を支援するため、本人からの申し出により、入学検定料、入学金、授業料の減免措置を下記のとおり行ないます。

記

1. 配慮の内容

- ①出願期間が被災時以降となる、2023年度に実施する本学学部・学環及び大学院入学試験の入学検定料の全額免除
- ②入学金の全額免除
- ③2024年度前期授業料の減免（被災状況により全額免除または半額免除とします）

2. 特別支援措置の対象者

2023年度に実施する入学試験志願者のうち、「令和6年能登半島地震」の被害により「災害救助法の適用を受けた地域」に本人もしくは学費支弁者（主たる家計支持者）が居住し、かつ被災した者で、下記のいずれかに該当する場合を対象とします。

（1）入学検定料・入学金の免除、前期分授業料の全額免除

- ①被災地に居住する学費支弁者（主たる家計支持者）が災害に起因する事由で亡くなった場合
- ②学費支弁者（主たる家計支持者）が所有かつ居住する家屋が全壊、大規模半壊、または滅失した場合
- ③災害により学費支弁者（主たる家計支持者）が負傷し、入院、長期加療を必要とする場合
- ④その他、本学が認めた場合

（2）入学検定料・入学金の免除、前期分授業料の半額免除

- ①学費支弁者（主たる家計支持者）が所有かつ居住する家屋が半壊した場合
- ②その他、本学が認めた場合

3. 「令和6年能登半島地震」による災害により災害救助法が適用された地域

※適用地域の最新情報は、内閣府防災情報システム（以下 URL 参照）で公開されておりますので、随時確認ください。

URL：<https://bousai-system.go.jp/page.jsp?id=418>

4. 申請に必要な書類（「2. 対象者」の該当区分によって、必要な書類が異なります。下表を参照ください。）

【ア】「被災者特別措置申請書」（本学所定様式）

※本学の受験情報サイト「甲南Ch.」より様式をダウンロードして使用。

【イ】市区町村発行の「罹災証明書」（写し可）

※罹災状況の区分（全壊、半壊等）が明記された市区町村発行の証明書。

【ウ】学費支弁者（主たる家計支持者）の収入の状況がわかる資料

※被災の前後の収入状況がわかる資料（給与明細等）。

【エ】志願者および学費支弁者（主たる家計支持者）の「住民票」（写し可）

※世帯全員が記載されたもの。本籍の記載は不要。

【オ】死亡診断書（写し可）

※学費支弁者（主たる家計支持者）が被災に起因する事由で亡くなった場合のみ提出。

【カ】医師の診断書（写し可）

※学費支弁者（主たる家計支持者）が被災により重傷を負った場合のみ提出。

傷害の状況、全治に要する期間、後遺障害等の有無等について記載されたものを提出。

「2. 特別支援措置の対象者」の区分		必要な書類
(1)	①被災地に居住する学費支弁者（主たる家計支持者）が災害に起因する事由で亡くなられた場合	ア・エ・オ
	②学費支弁者（主たる家計支持者）が所有かつ居住する家屋が全壊、大規模半壊、または滅失した場合	ア・イ・エ
	③災害により学費支弁者（主たる家計支持者）が負傷され、入院、長期加療を必要とする場合	ア・エ・カ
	④その他、本学が認めた場合	ア・イ・ウ・エ・カ
(2)	①学費支弁者（主たる家計支持者）が所有かつ居住する家屋が半壊した場合※	ア・イ・エ
	②その他、本学が認める場合	ア・イ・ウ・エ・カ

※半壊とは、「住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。」（内閣府）。

5. 申請の期限および減免措置適用審査結果の通知について

申請については、事前にアドミッションセンターへ連絡の上、受験される入学試験の出願期間最終日までに、申請に必要な書類をアドミッションセンターまで郵送ください（最終日の消印有効）。

申請書類に基づき減免措置適用についての審査を行い、結果を申請書記載の本人連絡先住所に文書で送付します。事前通知を行い、入学検定料、入学金、授業料の入金が不要あるいは減免となる措置を講じます。

なお、すでに合格し一次手続を完了している方で特別支援措置の対象となる方は、お問い合わせ先までご連絡ください。

6. 申請先・問い合わせ先

甲南大学アドミッションセンター

住 所： 〒658-8501 兵庫県神戸市東灘区岡本 8-9-1

電話番号： 078-435-2319

e - m a i l： ao@adm.konan-u.ac.jp

以上